

平成29年3月
関西電力株式会社

【重要】再エネ特措法改正に伴う新認定制度にかかる申込みについて

「再生可能エネルギー発電の固定価格買取制度」の根拠となる法律（以下、「FIT法」という）改正に伴い、国（資源エネルギー庁）から、平成29年3月21日以降、新制度に基づく認定（以下、「新認定」という）の申請受付を開始することが公表されたため、当社においても、平成29年3月21日以降、新認定を前提とした申込受付けを開始します。

新認定を取得^{*1}するためには、事前に電気事業者と“接続契約^{*2}”を締結しておく必要があることから、平成29年3月21日以降、新認定を前提とした当社への申込み^{*3}については、認定通知書（以下、「認定書」という）を不要とし、それ以外の必要書類が添付され、申込内容に不備がなければ、申込受領のうえ“接続契約”を締結^{*4}いたします。

なお、後日、認定書^{*5}を提出いただき、当社が不備なく受領すれば“特定契約^{*6}”を締結いたします。

- * 1 電気事業者との接続契約締結の有無に関わらず、認定“申請”は可能です。
- * 2 電力会社による連系承諾と工事費負担金にかかる契約を含んだ契約をいいます。
- * 3 「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（平成29年3月21日公表）を了承のうえ、申込みいただきます。
（契約要綱）<http://www.kepco.co.jp/corporate/fit/purchase/procedures/index.html>
- * 4 「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」は平成29年4月1日実施となるため、それまでは契約締結不可となります。
- * 5 FIT法改正以降の新認定制度においては、認定日を以って調達価格が決定します。
- * 6 FIT法に規定する調達期間を超えない範囲内の期間にわたり、電気事業者が同法に規定する調達価格で再エネ電気を調達することを約する契約をいいます。

【低圧】新認定を前提とした申込方法（平成29年4月1日まで）

※平成29年4月2日以降の申込方法は、当社ホームページに別途、掲載する[簡易マニュアル（系統連系）](#)にてご確認ください。

<お申込み時>

「[インターネット低圧工事申込みシステム](#)」にて申込みいただく際、『再エネ発電設備の情報』ページの『設備ID』・『認定日』は必須入力項目となっています。

よって、『設備ID』欄には“SHINNINTEI”、『認定日』欄には“(当社への申込日)”を入力してください。

電力購入契約申込書 兼 系統連系に関する申込書（低圧）			
契約者情報	申込者情報	再エネ発電設備の情報	自家用発電設備の情報

□認定情報	
設備ID	SHINNINTEI
認定日	年 月 日

▶ 当社への申込日を選択

<認定書の提出時>

当社との接続契約締結後、国から認定書が発行されれば、すみやかに、「[インターネット低圧工事申込みシステム](#)」の『書類の添付』ページに認定書データを添付し、さらに『申込者情報』ページの『連絡事項』にも“【訂正内容】認定書の提出”と入力してください。

電力購入契約申込書 兼 系統連系に関する		
契約者情報	申込者情報	再エネ発電設備の情報

■お申込者さまの情報を入力してください。

連絡事項 (全角)	【訂正内容】認定書の提出
--------------	--------------

なお、やむをえず、認定書（写）をFAX、郵送で提出される場合は、当社にて先行申込み分との紐付け作業が必要となり、接続契約締結までに時間を要することがあるため、必ず先行申込み分の“申込書番号”を明確にしたうえで提出いただくようお願いいたします。

【高圧以上】新認定を前提とした申込方法

当社ホームページ（送配電買取）掲載の申込書類を提出いただくようお願いいたします。

<http://www.kepco.co.jp/corporate/fit/purchase/index.html>

以上